

公共放送における公共圏の構築の可能性

— 台湾の放送制度の変容にあたって —

The Possibility of Constructing a Public Sphere through Public Broadcasting System: Facing the Transformation of Taiwan's TV Broadcasting System

林 怡夔* Lin, I-Hsuan

1. はじめに

50年間にわたる日本植民地統治と40年間近くの権威主義的国民党一党統治を経たのちに、台湾はここ数年民主化の道を歩んできた。総統（大統領）直接選挙はその一つ大きな成果と言える。また放送メディア改革案をマニフェストに取り入れた2000年と2004年の総統（大統領）選挙は台湾の放送メディアにそれまでなかった転換の契機をもたらし、権威主義的統治体制のイデオロギー・宣伝機構だった地上波テレビは大きな衝撃を受け、構造的改革を迫られている。

戒厳令解除の1987年以降台湾における放送メディアはテレビというイデオロギー的な空間を独占しようとする権威主義的体制に対する社会闘争の複雑な過程を示しており、90年代以降はその相手が権威主義的体制から財閥や多国籍マスメディア企業に変わっても闘争が依然として続けられている。この一連の放送メディア変革の過程に関する研究領域は、おおよそ以下のようなものがある。例えば外国の例と比較して台湾の放送メディア改革に助言する研究（林麗雲、

2001；馮建三、1999b）、放送に関連する法律を分析する研究（石世豪、1997、陳嘉彰、2001）、公共テレビの視聴習慣や内容分析などを構造的に分析する研究（陳世敏・翁秀琪、1998；李美華、2001；賀德芬、2001など）、そして多元文化主義などの視点からメディア政策を批判する研究（張錦華、1997など）などがあげられる。これらの研究を踏まえて本論は台湾の放送メディア制度の変革を辿りながら規範的公共圏論概念で将来の改革可能性を導きだしたいと考える。

台湾における放送制度はいかなる状況のもとで変容を遂げ、そこでどのような政治的・経済的な要因が絡み合って今日のような様相を呈するに至ったのかを政治経済学（ポリティカル・エコノミー）の手法によって検討するのが本論の目的である。具体的には、1949年からのメディア変革を概観したうえで近年の放送メディア改革の一方向としての公共放送グループの構築を想定し、コミュニケーション論と公共圏概念から検討する。

*東京大学大学院人文社会系研究科社会情報学専門分野博士課程

2. 台湾における放送制度とその変遷

2.1 権威主義的統治時代（1949年—1987年）の放送環境

政治経済学的な視点からマスメディアを検証する際、一つ欠かせない側面は国・政府、資本とマスメディアとの関係からの検討である。Vincent Mosco (1996) は、国家はマスメディアの管理者と政策制定者に留まらず、「国家はマスメディアの主な使用者」だと述べ、国家と資本、企業との癒着関係を研究する必要性と重要性を強調している。本節ではこの文脈に基づいて台湾における国家・政府とマスメディアとの癒着を歴史的に辿り、如何なる経緯で政府がマスメディアを自らのイデオロギー・宣伝のツールとして使用してきたかを明らかにする。まず国家・政府の代名詞である国民党政権をみておく。

1949年に台湾における日本植民地統治の終了後間もなく蒋介石政権が中国大陸から台湾に撤退してきた。これまでも1949年—87年の台湾の政治体制を権威主義体制として捉える見方がほとんどだが、若林正丈はそれを理論的に吟味し、「権威主義」と「レーニン主義体制」両者を比較・分析した結果、特殊な「台湾型」権威主義体制であると結論づけた。その主な特徴として挙げられるのは、擬似レーニン主義的党国体制、「法統」体制による大衆排除、政治エリートのエスニックな二重構造、外部正統性への依存、二重のクライアンティリズムである。これらは「互いに他を前提とするワンセットのものとして「台湾型」を構成するものといえる」（若林正丈、1992：3-18）。

当時沿岸部では中国共産党との戦いが依然と

して継続する一方、台湾本土では外省人（蒋介石の軍隊と一緒に台湾にやってきた中国人を指す）と本省人（1949年までにすでに台湾で生活し、主に中国の福建省と広東省から移住してきた人々を指す）の間に暴力衝突、エスニックグループの対立に起因する集団暴動事件と窃盗事件¹が絶えず発生したため、蒋介石は社会治安を維持しようと1949年に「戒厳令」を下し台湾全土を臨戦状態にした。これは台湾において40年近く続く戒厳時代の始まりであった。戒厳時代における言論と思想の自由に対する政府の統制としては、活字メディアでは新聞紙の登記・印刷・ページ数の制限という「三限」²があげられる。さらに1952年に出版法が制定されることによって活字メディアに対する直接的な統制が可能になった。当時2万9404人にもものぼる政治犯の数から、政府による言論と思想の自由に対する鎮圧ぶりを窺うことができる³。

このような政治的緊張が続く中、60、70年代には国民党・軍隊・政府の出資によって地上波商業放送である三局がそれぞれ設立され、三局による地上波の独占放送体制が成立している。では、それまで言論の牽制を厳しく実行した国民党政権は、戒厳時期中にもかかわらずなぜ商業放送を成立させたのかという疑問がここに浮かんでくる。ここでまずAlan Wellsを引用してその答えを探ってみる。Alan Wells (1996) は世界の放送制度形成の背景を述べる際、開発途上国の放送制度選択において、「新たに独立した発展途上国は、政治的には中立だが、しかし

殆ど自分のメディア伝統を築く余裕がない。それゆえ、ほかの自由世界における既成の制度を真似することは稀ではない」との見解を示した。

また当時政治路線は蒋介石の「ハード権威統治」から蔣経国の「ソフト権威統治」に転換した時期でもあった。「テレビは、『自由な中国』と自ら宣言した台湾にとって、共産主義中国の統制経済と一線を画すために、自由企業のシステムを国際社会にむかって示す格好のショーケース」であったと李金銓（1998）が指摘したとおり、憲法上に「民主主義を尊重し、これに従う」と明記した中華民国である台湾は、共産主義・社会主義国家のように放送を直接的に国家の宣伝機構として利用することは事実上不可能であって、結局商業主義のマスメディア制度を選んだわけである。これについて馮建三も触れているが、彼によれば、当時台湾は経済発展を社会全体の目標にしており、テレビ事業を発展させることは電子工業の成長に繋がるだろうとの政府当局の判断及び政府の予算不足などの原因から商業放送制度が選択されたという⁴。

しかし表面上市場経済原理に委ねる商業放送であっても、その裏には当時の蒋介石政権にとって台湾における多民族の多様性を「抑圧し、統一性を持った共同体を『創造』する必要があった」（本田親史、2001）ため、放送メディアは自身では党（国民党）・政（政府）・軍（軍隊）による言論統制が行われる、国家イデオロギーを表象・宣伝し増幅する機構となったのである。1962年に台湾で初の地上波テレビ局—台湾テレビ局（台湾電視台、TTV）が台湾省政府の積極的な営みで誕生した。続いて1969年に国民党資

本の中国テレビ局（中国電視台、CTV）、1971年に教育部・国防部資本の中華テレビ局（中華電視台、CTS）がそれぞれ設立された。

表面上、三局は市場原理に従い視聴率と広告料の獲得に必死になっているように見られているが、実は党・政・軍とは人事と資金などの面において非常に複雑にからんでいることも事実である。前述のとおり、三局は直接党・政・軍の各組織の下に置かれているものではないが、実際にはこれら組織からの各三局への取材、報道内容、人事配置などへの干渉は絶えず行われていたのである⁵。

ハーバーマスは公共圏理論を論じる『コミュニケーション的行為の理論』において「システム」と「生活世界」という二つの行為領域を設定し、「資本主義の経済システム」と「官僚制の国家行政システム」から構成される前者では「目的合理性」が原理であるのに対し、「コミュニケーション的合理性」が原理である後者には「私的領域」と「公共圏」が含まれると指摘する（花田達朗、1996）。上記の構図を借りて論じれば、戒厳令期の台湾における放送メディアはまさに最初から「システム」の中に限定されてしまい、「目的合理性」により駆動され「生活世界」とは無縁のものになってしまうと言えよう。その結果として当時の台湾社会は放送メディアを通じての「コミュニケーション的合理性」を培養・発揮する余地はまったくなかったのみならず、一方通行的に「システム」に位置づけられる放送メディアからの権力承認を余儀なくされたのである。

2.2 第一回電波革命—1978年—2003年の放送メディア変革

2.2.1 戒厳令解除後の政治的・社会的活況

1950年代から東西冷戦構造の中で国民党政権は、一方では世界覇権のアメリカからその政権の正統性を調達することに成功し、一方歴史的な要素に由来する内部支持の薄弱を二重のクライアンティリズムで補うことができるため、台湾において長期にわたる統治を安定させることができた。若林によって指摘された。しかし70年代に入ると、次第にアメリカに依存できなくなり⁶、外部から正統性を調達できなくなると、今度は内部に正統性の強化を求めざるを得なくなる。それゆえ蔣経国は戒厳令の解除を余儀なくされ、それによって従来の政治エリートの二重構造とパーティステイトの構造が崩壊に向かってしまい、社会の蔭に抑えられていた国民党一党支配に反対する政治運動、社会運動も一瞬にして活発に動きだした。

1980年代に台湾社会は自由な政治的雰囲気と社会秩序の再編成に際してそれまでにはなかった活気を帯びてきた。1987年の「党禁」と1988年の「報禁」解禁と共に政治的、思想的な自由があたえられ、長年にわたる精神上と言論上の抑圧が解放されたことにより、ラジオ局、新聞社及び80-100チャンネルもの視聴ができるケーブル放送局などの新しい言論機関が続出し、活況を見せた。80年代当時非合法のラジオ番組である「コールイン番組」は絶大の人気を得た。そこでの発言のほとんどは下品で、理性の欠けた内容だが、しかしそれは「一般市民の政治的抑圧を発散する場として存在した」し、熟議民主主義の観点からみれば「価値の多様化する現代社会に多元性を際立たせて、政治なるものの

見直し、社会的観念の修正や再構成を可能にした」(林怡蓉、2004)との反論もみられる。つまり、第四台の盛況ぶりは一方では社会を崩壊に導く混乱と無秩序のように批判されていたが、実のところそれまでになかった自由に意見を陳述する公共圏形成の契機の芽生えでもあり、その中で様々な異質な言説が提起され、社会階層の相互批判や理解への発展を見ることができると言えよう。

また、この時期には安上がりのテクノロジーで社会の隅々まで浸透していた「第四台」非合法メディアが急速な普及ぶりを見せるが、それは「いかに台湾社会が従来までのメディアシステムに満足していなかったかを物語るものであった」(本田親史、2001)。この80年代の台湾社会現象は、本田親史によれば「戦後台湾社会に深く浸透してきた国家領域が衰退しその空白に公共的な領域が生じる過程である」とされる。この時期台湾に初めて「公共圏」(公共領域)という言葉および概念が学者によって輸入され、国民党権威統治の下いかに市民社会を構築できるかが学术界で議論されはじめ、台湾における公共圏議論の芽生えの時期と言えよう。しかし台湾社会は選挙のたびに統一や独立という政治的な議題で極端に意見が分かれるため、市民社会がその芽を伸ばすことは結局できなかったと銭永祥は指摘している(銭永祥、2004)。

このような80年代を継承しつつ、90年代にはテクノロジーに加えグローバルな資本の進出によって台湾のマスメディアにおける公共圏は可視化へと変換したと本田親史は指摘した。皮肉

なことにこの公共圏の可視化をもたらす契機は、「解放であると同時に抑圧であり、統合である

と同時に解体である」(李金銓、1998)。以下この過程をもう少し詳しく説明する。

2.2.2 異議申し立てとしての第四台と合法化へのプロセス

台湾におけるケーブルテレビの歴史を辿るとき、テクノロジーの進歩と社会への普及を時系列的に述べるだけでは不十分である。そこで、ここではケーブルテレビを草の根メディアと位置づけ、その権威統治下の主流メディアへの反動から自分自身が主流メディアへと転換していくプロセスを、それを特にポリティカルな側面から検討したい。

ケーブルテレビの前身は「社区共同天線(団地共同アンテナ)」と「第四台」である。いずれも70年代に開始された同軸ケーブル線と最低限の再送信設備を通じて提供される、会費制の有料テレビ放送⁷だが、前者は「台湾には山岳地帯が多いので、辺境地帯のテレビ受信を改善するために、1969年から初めて共聴アンテナが導入された」(李金銓、1998)もので、法律によってその放送内容は主に地上波三局の内容の再放送に限られていた。

「第四台」は最初から非合法的であって、初の「第四台」は台湾北部の港町である基隆に登場した。基隆では漁業がその主な産業だが、1976年当時その地上波の受信電波が弱かったため、しかも当地の漁船出航時間とテレビ番組放送時間とはズレが生じていたため、「第四台」業者はビデオ設備で地上波番組を事前に録画し、また借りたビデオテープと交えて、廃船を解体して取り出したケーブル線で漁民の生活リズムに合わせて番組を放送した⁸。このような「第四台」は、当時主流の三局放送以外に、もう一

つの選択肢を市民に提供することもあり、その内容面は様々であった。例えば日本のNHKやほかの国の衛星電波のスピールオーバーを受信することによる衛星放送番組の提供、またほかに「日本映画、西部劇、プロレス、そして時にはポルノ映画などを視聴することができる」(李金銓、1998)のである。そして特筆すべきは、1989年のソウルオリンピックの衛星中継放送である。この中継放送により第四台の視聴層が一気に広がった。

当時第四台がソウルオリンピックの競技内容を地上波より早く、詳しく伝えたことから、非合法にも関わらず各県市で一般民衆から第四台への注文が殺到したほどの盛況だった(劉幼俐、1995)。また1990年に起こった株式投資ブーム時には即時の株価情報を提供するなど、社会のニーズに応じて素早く対応できることがその利点があった。これらの機動性、便利性と草の根などの性格から、第四台はたちまち地上波放送を超えて多大な人気を得るようになった(劉幼俐、1995)。数年の間に台湾全島に第四台放送業者が続々と出現し、最盛期には、その数は600社にまで達した。非合法放送の第四台が合法の地上波放送を凌ぐ勢いはすさまじいものであった。

1990年以降そもそも娯楽本位であったケーブルテレビは、民主運動団体の発言の場となっていくにつれ、それまで三局で放送されていなかった外国の番組や時事批判、反権威統治などに関

する政治的な言論をも視聴可能にした。それに加えて、広告が放送されていなかったことが、視聴者の好評を得た⁹。このように、最初は娯楽・商業営利志向であったケーブルテレビは、後になり政治の議論の場と転じ、特に野党の政治宣伝ツールとしても利用されるようになった。1990年に野党の民進党が創設した「台湾民主有線テレビ局」は、非合法ケーブルテレビ局として台北県の中和市で初放送¹⁰を開始したが、警察による取り締まりを受けわずか30分間でケーブル線が切断・没収されてしまった。それにもかかわらず、「台湾民主有線テレビ局」の責任者は、かつてこう語った。「(ケーブル線が)何回切断されても、また取り替えればいい」¹¹。このような草の根メディアを「対抗公共圏」の概念から説明すれば、それが「資本主義的、権威主義的体制側への抵抗と対抗を表明する言論活動」(林香里、2002:134)を中心とするメディアである。彼らが政権に対抗する度に挫折の連続だったが、しかしその反面ある程度権威統治政権に一定のプレッシャーをかけることに成功したと言えよう。

この政府の取り締まり時期において、特に1990年代初期までに第四台の放送を受信している世帯数はすでに150万世帯を超えており、全国における第四台業者は480社にものぼった¹²との数字からみれば、確かにそれは無視できない勢力だった。

第四台は非合法でありながら、市民から多大な支持を得てきたが、しかし、第四台を永遠に非合法に留めておいてよいというわけではない。むしろ長年にわたり地下化と取締りの繰り返しの中で、混乱した市場秩序などに不安と不満を

持ち、合法化の意欲が徐々に強くなっていくのである¹³。加えて第四台は政府行政側が消極的な取り締まり行動ばかりを取ることに大きな不満を持ち、また放送メディアを規制する唯一の現行の「放送法(廣播法)」では、放送を「無線電波により映像、音声を公衆による受信を目的とする」(第一章第二条の一)と規定し、ケーブルテレビ業者には適用されないでいることに對し、自ら自己救済の手段として、「有線電視發展協進会(ケーブルテレビ發展促進会)」を結成し、研究会や議員との連盟などの手段を通じて政府行政側と国会議員に第四台の合法化を求めて働きかけ始めた(劉幼俐、1995)。

同時に当時国際的に特にアメリカから第四台による著作権侵害への強烈な訴えが起り、加えて『包括貿易法(通商法)』第301条、いわゆる「スーパー301条」による台湾への経済制裁の強圧もあり、「そして第四台を通じて行われてきた政治闘争のこれ以上の展開を防ぐため」(本田親史、2001)などの理由から、台湾政府はやむを得ず戒厳令が解除された後の1993年に「ケーブルテレビ法(有線電視法、以下ケーブルテレビ法とする)」を国会で三回の審議を経て可決・公布した。

合法化装置を与えたことが契機となり、ケーブルテレビは急速に商業化の一途をたどり、今日のように多チャンネル化、内容の多様化へと発展を遂げた。2005年現在は約85%の普及率があるが、実際には二世代や三世代住宅についてはほぼ一件の契約しか取らない現状からみれば、実際の普及率はこの数値を上回っていることは明らかである。なお、90年代後半から衛星放送はケーブル経由で放送されるようになり、「衛

星放送法」も公布された。これで台湾には地上波放送とケーブルテレビ放送の二元独占体制が成立した。

以上のように台湾における草の根メディアの出現の経緯と発展を述べてきた。既存のエスタブリッシュメントへの対抗案としての「対抗公共圏」でありながら台湾におけるケーブルテレビは初めから非合法であったにもかかわらず、市民に快く受け止められ、経済活動、政治参加、情報獲得などのさまざまな側面に大きな役割を果たして来た。その背景には、第四台がそれまで主流メディアに無視され、取り上げられてこ

なかった情報を市民に伝えてきたことが大きな要素として働いている。また、第四台の「民主台」などのように政治上の異論を唱える局は、その存在自体が台湾社会の民主化への啓蒙に欠かせない役割を果たしていたと言える。

しかし、このような草の根のマスメディア、権威統治への反対の声の場であり、且つ理想主義的性格をも持っていた放送メディアは、合法化につれ、または資本の拡張による規模拡大につれ、理想性が徐々に商業利益追求に変質していくことも認めざるを得ない事実なのである。

2.2.3 財団と政党のケーブルテレビ経営への参入

資金と設備から見れば、ケーブルテレビは、ゲリラ的性格を有する「第四台」のように安価な受発信設備と既存の電柱にケーブル線をまきつけるような安直な方法とは違い、本格的なケーブルテレビ局を設立するためには、中継局の建設やケーブル線の敷設のための費用、番組の調達・契約にかかる権利金など膨大な資金と設備の事前投資が基本条件となる。つまり、ハードとソフト両面において、複雑な組織、高度な技術、人材の育成など総合的なメディアでなければならない。従って「第四台」とは違って、簡単な設備で設立できないことははっきりしている（李金銓、1998）。

加えて、数字から見れば、一般に推定される資本額は、都市型のケーブルテレビ局について約17億元（51億日本円相当）、郊外型ケーブルテレビ局については、少なくとも8億元（24億日本円相当）が必要とされる。このような膨大な資金と投資リスクを負担できるのは、もちろ

んそれまで「自己流」のケーブル放送を行ってきた小規模の第四台や「社区共同天線」ではなく、ケーブルテレビのハードとソフトに対して必要な財力をバックアップできる財団や大企業にはほかならないだろう¹⁴。

この資金面における膨大な投資が必要とされる点こそが、その後第四台の草の根の精神が企業の営利的な性格に変わっていくことの決定的なポイントとなる。

「ケーブルテレビ法」が国会で可決される二年前から、すなわち「ケーブルテレビ法草案」が行政院新聞局により国会へ提出される時期から、同法の国会での承認を目標に、財団、与野党、マスメディアなどはすでに第四台と「社区共用天線」の合併・買収劇を次々と起こしていた¹⁵。財団と政党は、なぜケーブルテレビ局設立に多大な興味を示すのだろうか。それは、「金銭、マスメディア、権力」という三者の癒着関係に目を向ければ自明の理である。

政党のケーブルテレビに進出する意欲を見ると、主にそれを自分の発言の場にし、政治評論やニュース報道番組の制作に力を入れ、党の理念を代弁するマスメディアにさせることがメインだと分析されている¹⁶。野党だった民進党が第四台時代に擁した「民主台」は、法律の可決前にすでにケーブルテレビに転換する準備を整え、全国に散在している30のシステム業者を結合し、「台湾民主ケーブルテレビ局全国連盟」を結成させ、台北・台中・高雄三つの都会でかなりの市場占有率を誇っている¹⁷。

また、それまでケーブルテレビの影響力を過小評価してきた国民党政権は一転してきわめて積極的にケーブル放送事業参入に取り組んだ。一気に5、60億元の資本（約150-180億円相当）を投資し、1993年に「博新娛樂公司」（博新エンターテイメント会社）を設立し、台湾の中・南部で「団地共同アンテナ」業者と番組供給業者などの買収を政治的駆け引きで水平・垂直的に積極的に行ってきた¹⁸。国民党のこのような

2.3 公共テレビ局の設立経緯

ケーブルテレビが盛んに発展した90年代は同時に公共テレビ局の設定期であって、それはいわば放送メディアにおける商業的論理と公共性理念とのせめぎあいの始まりであった。台湾の公共放送テレビ局である公視は、1998年に正式に設立されたものの、実際にはその成立にいたるまで18年以上の年月もかかったのである。最初に台湾で「公共放送制度」を作るという発想を提起したのは、1980年当時の行政院長（内閣

買収劇は2000年まで続いたが、その最も有名なものは、2000年4月に十数億元で香港資本のCTNメディアグループ（Chinese Television Network）の経営権を取得したことである。それゆえ中視の衛星チャンネル以外にCTNの中天チャンネル、大地チャンネルとiTVの三つのチャンネルが中視の衛星会社に所有され、ケーブルテレビ業界に大きな競争をもたらした¹⁹。

政党の進出以外に、政界と財界に跨る「和信」²⁰と「東森」²¹の両財閥もそれぞれのケーブルテレビ会社を設立し、前者は主に所有システム社数の拡大に全力を尽くし、後者はチャンネル経営、番組制作・調達などのソフト分野に力を入れている。いずれもケーブルテレビ市場での激しい競争をしていた²²。これは政党だけではなく、経済と政治双方の力を同時に擁する財閥のケーブルメディアへの参入の開始であり、またこれはその後の台湾ケーブルテレビの草根精神の消失の原因と考えられるのである。

総理大臣相当）であった孫運璿氏である。それがきっかけで台湾での公共放送制度が芽生えたのである。しかし、この1980年の公共放送の発想から1998年に公視の法律根拠となる公視法（公共テレビ法）が国会で可決されるまでの18年間は、政府の「公共性」と学術界、社会各階層における「公共性」概念の闘いとも言えるほど波乱万丈の過程であった。以下まず公視が成立に至るまでの経緯を紹介する。

2.3.1 政府主導の番組作り段階

孫運璿氏は1982年にメディア研究学者およびジャーナリスト数人を招集し、「廣電未来発展研究委員会」（テレビとラジオの未来の発展を研究する会）を発足させ、その後「公視設立計画草案」（公共テレビ設立計画草案）が同会によって提出された。同草案には公視の局作り計画が描かれたが、しかし、メディアの監督・管理機関である行政院新聞局には採用されなかった。そして1983年に新聞局は初めて公視の番組

作りに取り組んだが、公視は自社の送信設備を持たないため、当時の公視番組の放送は地上波三局の夜の時間帯を借りるという形で、一回30分を上限として放送したという²³。その後「財団法人廣電発展基金会」（財団法人ラジオ・テレビ放送発展基金会）が創立され、新聞局のかわりに公視の番組制作を担当するようになった²⁴。

2.3.2 「公共テレビ法」草案内容をめぐる争点

1990年に新聞局は再び公視の局作りの計画を取り上げて、新聞局から22名の委員を招集し「公視籌備委員会」（公共テレビ局準備委員会、以下公籌会と省略する）を発足させた。その中に新聞局などの政府機関の代表三名以外に、主任裁判官、民間のメディア研究学者、法学者、文化界代表など数名も含まれていた。これは後に「政府バージョンの公視籌委會」と称されたものである。この委員会の下に「公共電視法草案立法7人小組」（公共テレビ法草案の立法準備七人小会）が設置され、メディア研究学者と裁判官合計7人²⁵が一年をかけて検討し、翌年の1991年に「公視法草案」を提出した。これは「学者バージョンの公視法草案」と呼ばれるものである。しかし、政府側がその監督機関を政府の新聞局と変更したため学者たちの怒りを買って、やがて彼らが「政府バージョンの公視籌委會」を辞した。

それにもかかわらず、1992年行政院はこの監督機関を新聞局に修正したバージョン（通称「行政院バージョン」）を国会の審議で取り上げ、

予算を付けながら公視の開局準備を着々と準備し始めたのである。これで公視の法的根拠となる公視法は初めて立法の段階に入った。しかし、当時の社会的情勢から見れば、すでに戒嚴令が解除され、社会的にも政府と党の政策に反する異なる言論が抑圧されなくなったことが背景となり、この政府主導の公視計画は野党と民間の有識者に強く反対された。その間に民間団体はいくつかの公視法立法を推進する行動に踏み切っていた²⁶。そして民間の学術界、文化界および社会運動家たち100人あまりが1993年「公視民間籌備委員会」（民間における公共テレビ局準備委員会、以下は民籌会と省略する）を発足させた。この民籌会は国会での議員の説得などを通じて、社会各階層の支持を得て、同会の理念を公視法の立法に反映させることをその目的とした。

そして一方、政府側は一日も早く公視の局作りの主導権を握るために、1991年からすでに予算を付けて実際の局作りを開始した。しかしながら、公視法法案がまだ審議中なのに、すでに

開局の準備が整えられたという行動は、野党である新党の議員から厳しい批判をうけ、それゆえに新党の議員は国会で公視法の審議をボイコットし始めた。それに、1993年に公視のテレビ局建設案に不祥事が発覚したこと²⁷が原因で、国会での公視法の審議が一時停滞する事態に陥った。このような困難な状況の中でも民籌会はあきらめずに国会での議員の説得を行い、ようや

2.3.3 公視の廃止から復活へ

そして公視にとって、最大の危機と転機となったのは、1997年に起きた開局停止の決定である。公視法の国会での長引く審査にもかかわらず、可決の見込みがないと予想したことから、国民党は1997年4月に中央政策会の党政協調会議で公視の開局に関する政策を取りやめることを決定した²⁸。この決定には国民党のいくつかの思惑が窺える。それは予算に関する汚職事件での社会からの激しい批判を抑えることと、公視の局作りに纏わる立法問題をそれで終わらせるという意図である。しかし、それまですでに50億元（日本円1500億円相当）の予算を公視のハード建設と人事に費やされていたにもかかわらず、国民党一党の会議で簡単にその予算と公共テレビ局に対する社会の期待を抹殺することは、納得できないという批判が大きかったことは連日の新聞紙の評論や読者の投書から窺える。例えば、大手新聞社である中国時報の社説にはこう書いてある。「公視の今までの発展からみて明らかに分かるのは、『公共放送』という概念も「公共放送政策」も一度もはっきりされたこと

く民籌会バージョンの主張は公視法の一部として取り入れられた。これは1993年から94年にかけて民間の団体が公視法の立法に一番成果を得ていた時期だと考えられる。しかし、その後公視法に反対の態度を示す新党の議員と政府側を代表する国民党議員が国会での審議に非協力的な態度を示したために、1997年まで公視法の国会での審議は停滞していた。

がない... 公視はただ政治の犠牲となったのである」²⁹。

そして公視の廃止に納得できない民間からは再び自主的に社会運動が起こった。その原動力となったのは、「公共媒体催生行動連盟」（公共メディア推進行動連盟）、公視の職員や記者たちの抗議活動、先住民や大学教師や大学生など公視を支持する市民がよびかけた万人遊行抗議行動、請願活動などである³⁰。このような社会からの強い反発に、当初公視法審議を無視していた国民党だけでなく、反対意見だった野党の民進党や新党の議員も相次いで条件つきで公視の開局に賛成の意見を表明した。この社会における一連のいわゆる「公視を救う運動」が着々とエスカレートしていき、与野党がプレッシャーを重く感じていく中で、国会での公視法案立法についての与野党協議が前後四回行われた。その結果として1997年に公視法が可決され、台湾における初の公共放送局は条件つきで³¹ようやく設立された。

2.3.4 公共放送制度のあるべき姿 — 理論的な検討を加えて

これまで台湾における放送メディアの変革と公共テレビの成立を概観してきた。この節において公共放送の理念と社会における位置づけを更に把握するため理論的な検討を行い、台湾における公共放送制度を「公共性」とコミュニケーションの視点から検討を加えたい。

図1のように、公共放送は無線放送電波を使用しているためそれを公共財と見なし、公共財の「非排除性」と「非競争性」の要件によって

検討を加え、位置づけを座標軸で表示する。そうすると公共放送を非排除・非競争のIV象限に限定することができる。

しかし、公共財概念で公共放送を捉えるという視点は、あくまでもその技術面および資本主義発展の過程がもたらす市場の欠落に着目したものにすぎず、公共性の概念を十分検討したものとは言いがたい。それゆえここで「国家の関与や市民社会による主導」の対立性を提起し、

図1

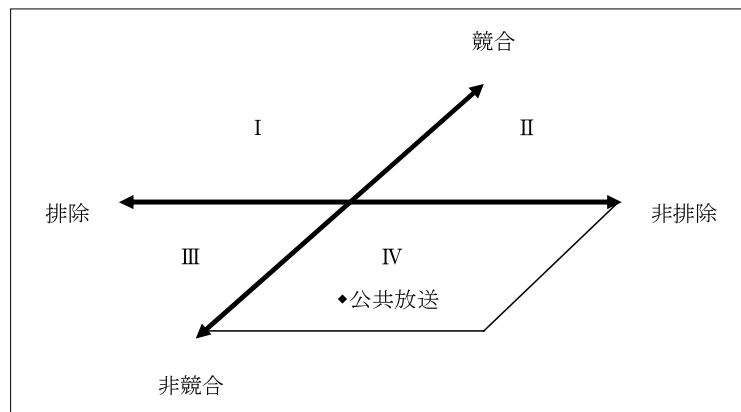


図2

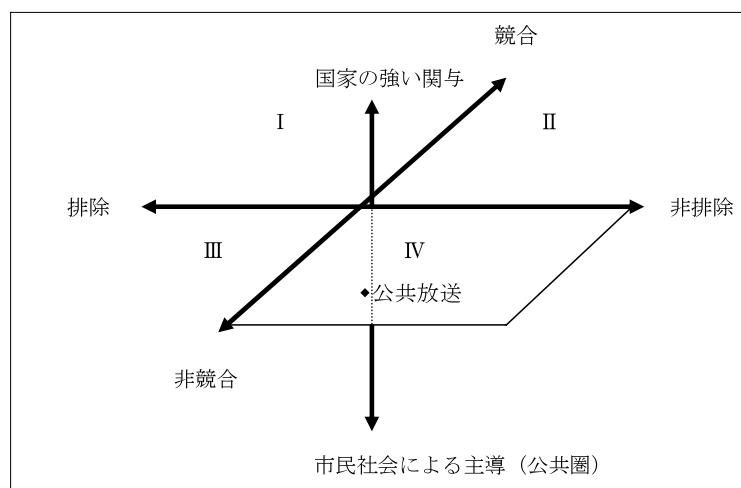
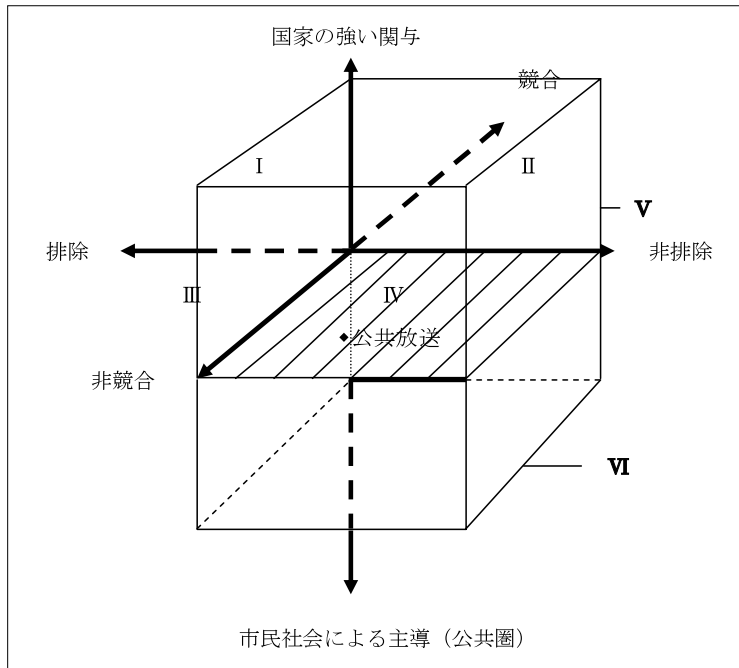


図3



公共性概念をもう一本の軸として入れ、図2と図3のように三次元の空間から検討を行うことができる。

公共性を捉える見方は、2つのベクトルに分けられる。一つは上から下へ。つまり政府・行政の側から「公共性」の旗を掲げ、公権力によって一方的にその主張を市民側に押し付けるものである。これをマルクス主義的な言い方にかえれば、「「公共性」とは資本主義国家権力の階級の本質を隠すイチヂクの葉」であるということになる³²。このような公共性は、ほとんどの場合に「市民と社会の利益のため、国家がその公権力をもって市民の代わりに執行する」ものとしてその正統性が主張される。一言で言えば、上対下の「公共性」は「特権的公共性」や「虚偽的な公共性」と言え、その由来は市民社会に

おける国家の役割の増大と社会との境界線の変化と深く関連するとして指摘される³³。

もう一つのベクトルは、市民の側から主張する「公共性」である。この市民的な公共性について、ユルゲン・ハーバーマスはハンナ・アレントが指摘したギリシャのポリスを基礎にし、また深く議論と考察を重ねて、17世紀のヨーロッパ各国のサロンやコーヒーハウスで行われた政治批判のなかにのちの公共圏理論の原型を見出した。公共圏概念には、規範理念だけでなく、規範と実態の両義性があり、空間的な概念も含まれている（花田達朗、1996）。

公共圏で働く二つの原理とは、「言説の公開性」と「異なった他者との共同性」とされる。この原理を踏まえて公共圏概念から放送メディアを捉えると、「リベラリズムにおける公共性

的モデルによれば、議論する公衆の機関は、民間人の手に掌握されていることによって、公権力の干渉から守られていた」(ユルゲン・ハーバーマス、1994) とのことであり、つまり言論機構を掌握すべきなのは決して国家を代表する公権力ではなく、公開的な言論を通じて一つのコンセンサスを築こうとする市民の手に委ねるべきということである。

周知の通り公共放送が直面しているもっとも大きな現実とは国家からの規制であり、これまでも国家行政は「電波の稀少性と電波公物論」および「放送の社会に対する多大な影響力」との理由から放送メディアに規制を与えてきた。しかしこれらの理由から規制の正当性を承認する論理に対して、阿部潔は「そのシンボルがおかれる政治・経済・文化的コンテクストを見ることなく続けてその正当性を堅持するのは空論である」と指摘する(阿部潔、1999)。

阿部は、これらの規制はこれまでシンボルとして放送事業者と放送を規制する側など放送と関わりのある人々、いわゆる規制論者の利害を「正当化」するための道具にすぎないと述べ、しかし、一方規制緩和や脱規制化論者についても「多メディア・多チャンネル化という状況変化を擬似的根拠としつつ、自己の利害を正当化することがあからさまに試みられている」と論理における欠落を提示した。そこで阿部は放送の公共性の捉え直しを試みるため、脱規制論と違った次元を提起した。それが「コミュニケーションのあり方についての理念」³⁴の検討である。

阿部は規制論や脱規制論議論の中でも特に強調されている放送の「多様性」を「理念」との関連でとらえながら受け手論の立場から検討を

加え、「多様な情報が社会に商品として流布されるだけでなく、それが『意味あるもの』として社会でのコミュニケーションの多元性を実現するものとなってはじめて放送における多様性は意義をもつのである」と主張している。そして放送の多様性については「メディアによる情報提供が人びとのコミュニケーションに対してどのような意義をもつのか」という地平に立ち返ってもう一度検討する必要があるのだ、と強調している。すなわち、放送の公共性を論じる際に、送り手側の多様性、例えばチャンネルの多様性、番組内容の多様性のみを強調するのは不十分であり、受け手側の受け取る情報の多様性、また多様なコミュニケーションが成り立つ基盤としての「社会的共有性」をも確保しなければならないのである。このように従来の送り手議論から受け手議論への「パラダイム・シフト」によって「『個人と社会のインターフェイス』としての公共圏」が今日のメディア状況の下でいかなる様相を呈しているのか、またそこにどのような問題が存在しているのかを明らかにすることができるかと阿部によって指摘されている。

このように公共圏論とコミュニケーション論の立場から再検討すると、国家の放送メディアに対する制度面における保障は必要だが、しかしそれはあくまでも公共圏へ導くための制度上の保障にすぎないと考えられる。それに加えていかにコミュニケーション過程を通じて「権力把握(自由把握)」と「意味の共有」を達成できるかは公共圏の実践にとって重要なポイントだと言えよう。

以上のように、公共放送を公共圏へ導くため

の理論的検討を行った。次の3.1に今後の放送メディア改革の一大方向とも言える公共放送グループ構築の動きを述べ、最後に展望および検討を加えたい。

の理論的検討を行った。次の3.1に今後の放送メディア改革の一大方向とも言える公共放送グループ構築の動きを述べ、最後に展望および検討を加えたい。

3.1 第二回電波革命成立の可能性—公共放送グループの成立へ

1978年以降の民間に対する地上波テレビ新設開放とケーブルテレビの合法化は、台湾の放送メディア史上における初の電波革命と呼ばれている³⁵。この電波革命自体は成功とは言えないものの、しかし大きな功績が残された。それまで国民党政権が独占し続けてきた電波資源は野党民進党により開放させられ、更にこれを受け、三局以外にもう一つの地上波テレビ局「民間全民テレビ局」（以下民視と省略する）が1997年に開局するに至ったことである。

またケーブルテレビは初の地域密着型放送メディアとして市民に受け入れられ、市民が電波いわゆる「公共的な」資源をある程度自分の手に取り戻したと言える。

しかし、電波資源は市民の手に返還されたものの、政党と財閥の「政治と経済の結合した」

勢力が地上波だけではなくケーブルテレビにまで及んでいることも事実である。

この「官僚支配の地上波放送」から「財閥・政党寡占のケーブルテレビ」への変化において、理想的な公共圏が成立しているとは言いがたいのが現実である。台湾における経済と政治の開放によるケーブルテレビの発達過程について、馮建三がテレビチャンネルの民間開放に当ってポリティカルエコノミーの観点に立ち「放送メディアの改革はもしその脱政党化と私有化に向かうだけなら、そこでの民主主義を実践する可能性が萎縮していく傾向があるのみである。なぜなら、放送メディアの私有化により資本主義と自由市場原理が働き、視聴者は市民としての身分を失い、消費者・被消費者と化してしまうだけだからである」と批判した³⁶。

3.2 党・政・軍のマスメディア経営からの撤退

2000年に行われた初めての総統直接選挙で、台湾における初の政権交代が果された。陳水扁氏は選挙に際し「傳播政策白皮書（放送メディア政策白書）」を提出し、その中でマニフェストとして「官僚に支配される商業地上波テレビ二局（台視と華視を指す）、政党に支配されるラジオ局について、それぞれ「行政中立化」、「公共化」、「政党に公共的電波を占有させない」および「商業テレビ局の営業利益を公共テレビ局に寄贈する」などの理念を掲げた（括弧は筆者）。その中で一番注目を集めたのは、「党・政・

軍勢力の三局からの撤退、また政府が筆頭株主の台視と華視の公共テレビ化³⁷という主張である。民進党は国民党政権により長年にわたり政治犯扱いを受け、政論雑誌、第四台などからも言論の自由に対する抑圧や発言の場を極端に制限されてきた。この放送メディア改革案は、これらの弾圧の経験から生まれたものである。またこのマニフェストは一般の民衆からだけではなく学者からも共感と支持を得て、選挙において大きな役割を果たした。

しかし、民進党政権が発足しその後2年が経

過したが、このマニフェストを実行する兆しは一向に見当たらない。そればかりか、民進党政権がみずからこの約束を破り、地上波テレビ局である華視と台視の人事に干渉することにより、両局を民進党化しようとしたのである。

政権の交代による改革に期待を寄せた自由主義メディア研究学者たちは、上述の経緯により民進党政権に失望と怒りを覚えるようになった³⁸。彼らは自己救済の手段として、1995年「澄社」を初めとする八の社会団体から成る「党・政・軍退出三台連盟（党・政・軍を三局から撤退させる連盟）」を、1996年10月には「公共媒体催生聯盟」をそれぞれ結成した。その後2000年の「無線電視民主化連盟（地上波メディア民主化連盟）」および「媒体改造論壇」（メディア改造フォーラム）「媒体小舗電子報」（メディア小舗メールマガジン）などの手段によりメディア改革社会運動を引き起こした。たとえば、シンポジウムの開催、インターネットのフォーラムを通じたメールマガジンの発行、学者の意見収集と公表などがあげられる。また、政党の幹部でありながら放送メディア経営に携わる人たちの名簿を公表し、世論からのプレッシャーにより彼らを放送メディア経営から退陣させようとするなどの動きが徐々に社会において支持を得るようになった³⁹。

こうしたメディア研究学者を筆頭に形成された放送メディアの改造を呼びかける社会運動は、「オルターナティヴ公共圏」としてとらえることができ、また70年代に出現した「新しい社会運動」といくつか似たような特徴を取り上げることもできると思われる。つまりそこには「新しい公共圏を生産して、既存の他の空間と対抗

する空間をめぐる闘い」（花田、1996）が存在しており、またその過程を通じて「市民社会において進展している紛争や要求を表面することができ」、「社会的行為者は姿をあらわす機会を得て話を聞いてもらい」、それに「独自の性格や自立性を失わないでいることができる」だけではなく、「運動の行為者が制度化されることはない」（林香里、2002）ということである。

2004年の総統選挙を前にして、「党・政・軍勢力の三局からの撤退」と「華視・台視の公共テレビ化」の両議題が再び持ち上がり、その上これまでメディア形態別に制定された「ラジオ・テレビ法」、「ケーブルテレビ法」と「衛星テレビ法」の三法を一つの融合した「ラジオ・テレビ法」に修正する法案改正も正式に動き出した。

2003年5月に行政院新聞局が提案した「ラジオ・テレビ三法修正草案」が同院の会議で通過し、同草案は「政府・政党・公職人員および党務・政務に携わる人が放送メディアを経営することが禁止され、また放送メディアの監事や經理の職に就くことも禁止される」⁴⁰と規定した。

そして「台視・華視の公共放送化」について2001年半ばから台湾の新聞紙の社説とフォーラムやテレビコールイン番組で「地上波公共化」対「地上波私有化」の論争が絶えず、その中で「党・政・軍の地上波からの撤退は始まりにすぎない。次は、地上波をどのようなものに改造するのがポイントである。もし今日のようにマスメディアに監督されるべき政治家がその監督権を自分の手から離さないなら、いつまで経っても台湾の放送メディアの民主化は到来しない」⁴¹と台湾師範大学マスメディア研究学者陳炳宏氏は指摘する。

この一連の改革の成果として言えるのは、2003年12月9日の法改正と共に、国防部が「華視の経営から撤退し、所持している華視の26.41%の株を売却する方針を決めた」⁴²ことである。しかし、それを実行するにはまだ困難が待ち構えているのである。2005年12月現在の時点で政府所有株の売却に関する細則を規定した法律はいまだに国会の承認を得ておらず、「財団に買収される恐れがある」との野党の主張に基づいたボイコットが続けられている。

もう一つの成果は地上波放送、ケーブルテレビ放送、衛星放送の主管機関と権限をそれまでの新聞局から、一年以内に組織法により作られる「国家コミュニケーション委員会（NCC）」

4. 結び

この論文においては、公共圏概念とポリティカル・エコノミー的分析手法に依拠して、台湾の放送メディア改革の動きを例としてその公共放送における公共圏の構築可能性について検討してきた。台湾においては既存の権力に対する政治上の異議申し立てとしての「対抗公共圏」が「第四台」を初めとする非合法ケーブルテレビによって築き上げられたと言えよう。その後のマスメディア改革の動き、例えばこれまでのメディア改革運動と政府がそれに応じた政治的「党・政・軍勢力の地上波メディアからの撤退」とそれに関連する法律の改革など、地上メディア公共化をめぐる一連の学者、ジャーナリスト、市民による社会運動の動きから見れば、メディア改革を主軸とする多数の「オルターナティブ公共圏」の雛型が出来ているように見える。今

へ移行するということである⁴³。NCCは2005年11月にその組織法が国会を通過し、現在委員の選出と組織の正式稼働を控えているのである。

以上の動きはこれまで台湾にはなかったメディア改革を喚起したとは言えるものの、あくまでも最初の一步にすぎない。例えば国防部が代表する軍の勢力がメディア経営から撤退しても、まだ政党の撤退とこれからの地上波公共放送化問題が残されている。従って今後公共放送グループが市民の手によってどのように構築されようとするのかは持続的な観察と分析、及び批判が必要であろう。またそれは公共圏概念に基づいた理性的な議論のプロセスであることが期待される。

後これらの「オルターナティブ公共圏」どうしがいかに連結し、公共放送における公共圏を構築するかはなお多くの課題が残されている。

本論における弱点としてあげられるのは検証のツールとして考案された三次元の座標軸では、公共放送の規範である公共圏／市民社会との関係および実態としての国家との関係の間における相互影響とフィードバックのプロセス、つまり規範と実態との循環的、動的な関係を表現することはできなかったことである。また、本論にはポリティカル・エコノミー的分析手法が用いられるが、ほとんどの場合政治的側面に重心を置き、経済的な側面からの検討と分析が十分ではないということである。

本論の結論として言えば、今実現されつつ公共放送グループにおける公共圏を構築する可能

性に期待が寄せられるが、しかし、現実に実現化するまでには更に細かい問題が山積みしている。例えば、公共放送グループの財源の正当性はどこにあるのか、その番組内容をどう評価し、その市民との間のフィードバックはどう繋がるのか、などの実証研究と検討を今後の課題にしたい。また、特に今日のように商業放送事業のコングロマリット化によりその生存空間が圧迫されている中で、公共放送が市場志向の競争に陥ることを防ぐにはどうすべきなのかという問

題の理論的、政策的根拠の構築と事例研究を重ねていかなければならないと考えられる。つまり、国家を代表とする政治システムとの癒着した関係だけではなく、市場競争原理で働く経済システムによる植民地化の問題は、将来の研究課題の重要な方向の一つである。また、政治経済学の批判研究以外、公共放送の番組内容についての研究、公共放送のジャーナリズムに潜んでいる問題点も一つの課題として提起したい。

註

- 1 1948年の「二二八事件」は本省人と外省人との集団暴動事件のもっとも代表的な例である。「二二八事件」は闇タバコの取り締まりに端を発した双方の殺し合いの事件で政府の統計によると、当時の死亡者数は1万8千人—2万8千人の間だが、民間の調査の結果によると5万人前後との大きな差が生じた。石田浩『戦後台湾史と二二八事件』『共同幻想としての<中華>』田畑書店、1993年、191頁を参照されたい。
- 2 一般的には新聞紙に対する制限を「三限」に限って論じるが、「五限」（三限に価格制限と印刷用紙制限を加える）という主張もある。王天濱『台湾新聞傳播史』亞太出版社、2002年、220頁。「報禁」が執行される1960年以降台湾における新聞紙数は31紙に留まり、1988年制限解除後、二年以内に新聞社数は300以上にものぼったという。
- 3 台湾中央研究院研究員呉乃徳が2003年に発表した「回憶蔣經國、懷念蔣經國」論文のなかに1949—1987年の間に政治犯として捕まった人数は2万9404人もあると指摘した。台湾中研院社會所研究員「中研院研究員呉乃徳：蔣經國是獨裁者」『中國時報』2003年9月25日。
- 4 馮氏も冷戦期間中にアメリカ寄りの台湾は国際社会に民主主義を宣伝するため自由企業システムを余儀なく選んだと指摘し、この点において李金銓氏とは見解が一致する。馮建三「傳播政治經濟學在台灣的發展」『新聞學研究』2003年4月、139頁。
- 5 主に言論検閲を行う組織は中央文化工作会と新聞局だと思われる。前者は党組織で主な任務としては党の理念、施策方向の伝達、メディア内容の指導などがあげられる。後者は政府の宣伝機構であり、マスメディアの免許発行・撤回、違法放送の摘発、取り締まりなどが主な業務である。<http://bbs.ee.ntu.edu.tw/boards/KMT/>
- 6 1971年に米国は中国の国連加盟に支持を表明したため、台湾はみずから国連脱退を宣言し、その後中国と日本の国交正常化をきっかけに主要国家と次々と断交を余儀なくされた。
- 7 料金は最初の工事費約3000円程度で、その後毎月支払う視聴料は地域とケーブル業者によって違うが、大体1500円上下である。80年代末の合法化を控えていた時期において競争が激しく、工事費が無料で視聴料が「一元プラン」までも打ち出された。
- 8 「有線電視不是『第四台』 共同天線協會要『正名』」『聯合報』1988年6月20日、24面。
- 9 「屋頂上的耳朵 愈長愈大了談地下視聽媒體的氾濫與影響」『聯合報』1998年6月20日、24面。
- 10 その放送した内容は、外省人と本省人との政治衝突事件である「二二八事件」と「二二〇事件」の回顧だった。「民主電視台 難以升空試播90分鐘 即遭新聞局剪線取締」『民生報』1990年3月1日、12面。
- 11 「有線電視與「第四台」」『民生報』1990年8月5日、2面。

- 12 「有線電視商機無線系列（上）業者整合聯播網勢力 台下動作頻頻」『經濟日報』1993年3月5日、19面。
- 13 「越剪線越多 第四台魅力何在」『經濟日報』1992年1月31日。
- 14 「有線電視餅雖大卻不好吃---有心人紛打退堂鼓 熱潮退燒」『聯合報』1991年10月9日、26面。
- 15 「有線電視八字有一撇 朝野勢力忙於分割大餅」『聯合報』1992年1月31日、3面。
- 16 「搶攻有線電視 部分財團政治人物利益掛帥」『經濟日報』1993年3月15日、3面。
- 17 「一區五家 將來人人有糖吃」『聯合晚報』1993年7月18日、4面。
- 18 「有線電視的無聲戰爭 越打越熱 一區多家政策轉進 大財團, 政治勢力, 第四台業者, 面臨被迫再合縱連橫」『經濟日報』1993年7月17日、2面。
- 19 「傳訊經營權 落入國民黨 日前象山集團購下傳訊 幕後金主是華夏投資 未來中天, 大地頻道將隸屬中視衛星公司」『聯合報』2000年12月4日、27面。
- 20 「和信集團」の傘下には、コンクリート会社、金融機関、証券会社、建設会社、保険会社、通信会社、病院などの企業がある。その創設者は辜顯榮であって、その息子である辜振甫と辜濂松は、1950-60年代に国民党政府が台湾に実施した土地改革に協力したことから、国民党政府はコンクリート、紙業、農林業および礦業を彼らに任せた。辜振甫家族はこれらの企業をはじめ多様な事業を開拓・参入し、50年余り以来台湾におけるもっとも影響力のある工商巨頭である。
- 21 「東森」は「東森媒体科技集團」の省略で、その創設者は王令麟である。王氏はもともと「力霸友聯」というチャンネルの経営者だったが、野望を抱いた人物と言われ、また財力と政治力共に擁することから、「ケーブルテレビ法」の頒布前からシステム業者の買収を行うことによって徐々に一つの垂直・水平整合のケーブルメディア集團となった。現在「東森」はブロードバンドとテレビショッピング事業に勝負をかけている。
- 22 「有線電視網羅天空戰雲起」『聯合報』1993年8月4日、3面。
- 23 1984年5月20日に公視の番組「大家來說三字經」が中視のチャンネルで30分間初放送された。「公共電視節目 今天與您見面」『聯合報』1984年5月20日。
- 24 「公共電視台建台歷程始末」『學術論述』媒體小舖ホームページ
<http://www.benla.mymailer.com.tw/study/study-3.htm>を参照。
- 25 7人は楊日然、徐佳士、蔡明誠、許宗力、林子儀、翁秀琪と許志雄である。いずれもメディア研究とメディア法に取り組んでいる大学の学者である。
- 26 当時の野党立法議員であった民進黨謝長廷氏も自ら公視法草案を提出し、その中に公視の監督機関を「文化建設委員會」にした。ほかに国立政治大学伝播学院の教師陣は公開の手紙を通じて、政府バージョンへの不満を表したことも一つの事例としてあげられる。
- 27 「公視法草案一拖三年仍無法完成三讀」『中國時報』インターネット版、11997年1月1日。
- 28 「籌設多年 公視原則廢台」『中國時報』インターネット版、1197年4月17日。
- 29 「搖擺的政策比貪污更可怕」『中國時報』インターネット版、1197年4月18日。
- 30 「公視法 周二判生死」『中時晚報』インターネット版、1197年4月20日。
- 31 主な条件としてまず公視の予算は一年目が12億元、それ以降毎年10%ずつ削減されることが挙げられる。この制限は1998年に撤廃され、政府の公視への寄贈金額は毎年9億元に規定される。また、公視の開局4年以内に速報ニュース報道番組を放送しないことも条件であった。
- 32 宮本憲一編『公共性の政治経済学』学研、1989年、44頁。
- 33 室井力は論文「公法学における公共性」において「公共性」を「生存権的公共性」と「特権的公共性」の対立から分析し、前者については「国家の側から提示される『公共性』は、その階級的基盤が狭隘化してきているがゆえにより一層虚偽的な『公共性』にならざるをえなくなります」と指摘した。その解決策としては、憲法に立ち返ってその諸原則、諸価値を現代人権論、人間の生存権とのかわり方で具体化するという方法を提示する。
- 34 阿部潔(1999)「コミュニケーション論としての公共圏議論——『受け手』が創る社会的意味空間」児島和人編『個人と社会のインターフェイス メディア空間の生成と変容』新曜社、107-108頁。
- 35 これは台湾における「放送メディア改造フォーラム」(媒體改造論壇)による提出される放送メディア改革案の名

称である。<http://twmedia.org/>を参照されたい。

- 36 馮建三「開放電視頻道的政治經濟學」『電資本運動的政治經濟學』台灣社會研究叢刊、110頁。
- 37 この主張は、実は新しいものではなく、国民党の権威統治時代から野党だった民進党が地上波電波の独占された状況を打破するため、続けて堅持してきた理念である。戒厳令解除以後、社会における放送メディアの民主化への要求が徐々に強くなり、ついに2000年の総統選挙で民進党の「党・政・軍勢力の三局からの撤退」の主張に凝縮され、市民と学術界から多大な支持を得た。
- 38 馮建三を初めとするメディア研究学者が組織した「地上波テレビ局民主化連盟」が、陳水扁がメディア改革マニフェストの実行を遅らせることに怒りを感じ、ついに2003年2月10日に新聞で広告掲載の方式で陳水扁のマニフェスト不履行を批判した。「落實黨政軍退出媒體在此一舉」『中國時報』論壇、2003年2月10日を参照されたい。
- 39 「公職人員經營媒體 逾六十人」『中國時報』2003年2月12日。
- 40 「政院通過修正案 黨政軍退出媒體」『聯合晚報』2003年5月28日、7面。
- 41 陳炳宏「黨政軍退出無線電視台只是改造媒體的第一步」『聯合報』2001年12月17日、15面。
- 42 「國防部將出釋華視股權」『聯合報』2003年12月9日。
- 43 「廣電法三讀 黨政軍2年内退出媒體」『中國時報』2003年12月9日。

参考文献

- 阿部潔（1997）「融合と公共圏——文化論的アプローチの意義」菅谷清・清原慶子編『通信・放送の融合 その理念と制度変容』日本評論社、21-42頁。
- 阿部潔（1999）「コミュニケーション論としての公共圏議論——『受け手』が創る社会的意味空間」児島和人編『個人と社会のインターフェイス メディア空間の生成と変容』新曜社。
- 石川明（2001）「ドイツにおける「公共放送像」」関西学院大学『社会学部紀要』No.89、123-133頁。
- 石田浩（1993）『共同幻想としての＜中華＞』田畑書店。
- ゲルト・G・コッパー（1998）「デジタル時代における公共放送の将来的選択肢」『放送学研究』48号、日本放送協会放送文化研究所、41-86頁。
- 片岡俊夫（1990）『放送概論 制度の背景をさぐる』日本放送出版協会。
- 菅野実・清原慶子（1997）『通信・放送の融合 その理念と制度変容』日本評論社。
- 菅野実編（2000）『放送メディアの経済学』日本評論社。
- 斎藤純一（2000）『公共性』岩波書店。
- 塩野宏（1989）『放送法制の課題』有斐閣。
- 東京大学社会情報研究所編（1994）『放送制度のパラダイム』東京大学出版会。
- 高橋幸市（1998）「視聴者と放送の公共性」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』48巻第5号、2-18頁。
- 日本民間放送連盟研究所編（1996）『放送の公共性』岩崎放送出版社。
- 根岸毅・堀部政男編（1994）『放送・通信新時代の制度デザイン 各国の理念と実態』日本評論社。
- 橋本秀一（1998）「台湾・公共テレビ開局にみる公共観の変化」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』48巻第11号、10-19頁。
- 花田達朗（1993）「ニューメディア」『メディアの現在形』新曜社、175-212頁。
- 花田達朗（1996）『公共圏という名の社会空間——公共圏・メディア・市民社会』木鐸社。
- 花田達朗（1999）『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会。
- 浜田純一（1990）『「開かれた放送秩序」の理論に向けて』東京大学新聞研究所『高度情報社会のコミュニケーション』東京大学新聞研究所出版、275-288頁。
- 浜田純一（2003）『「放送」概念の制度論的展開～融合時代における“再定義”をめぐる』『民放』6月号、18-23頁。

- 林香里 (2002) 『マスメディアの周縁 ジャーナリズムの核心』新曜社.
- ハンナ・アレント (1994) 「公的領域と私的領域」『人間の条件』志水速雄訳, ちくま学芸文庫, 43-103頁.
- 深谷昌弘 (1972) 『公共財と社会システム』学習研究社.
- 舟田正之・長谷部恭男編 (2001) 『放送制度の現代的展開』有斐閣.
- 放送制度国際比較プロジェクト (1998) 「主要国における放送に対する独立行政機関の概要」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』48巻第2号, 2-22頁.
- 本田親史 (2001) 「台湾におけるメディア公共圏の生成と変容 — 地下媒体の発展史を中心に」『マスコミ研究』No.59, 164-177頁.
- 宮本憲一編 (1991) 『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編 (1990) 『現代国家の公共性分析』日本評論社.
- 山田賢一 (2002) 「台湾公共テレビの挑戦 — 高品質と政治的中立を求めて」NHK放送研究所『放送研究と調査』, 52巻第11月号, 32-37頁.
- 山田賢一 (2004) 「メディアの“行き過ぎ”を監視 — 台湾のメディアNGOの取り組み」『放送研究と調査』, 12月号, 54-63頁.
- 山田賢一 (2003) 「“視聴者参加型”討論番組の『功罪』 台湾における「Call-in」番組の研究」『放送研究と調査』, 6月号, 41-49頁.
- 山田賢一 (2004a) 『『公共化』か『民営化』か 台湾の政府持ち株テレビ局の行方』NHK放送研究所『放送研究と調査』, 10月号, 82-88頁.
- 山田賢一 (2004b) 『『民主化』台湾に今も残る“地下放送” 非合法ラジオ局の実態』NHK放送研究所『放送研究と調査』, 11月号, 66-69頁.
- ユルゲン・ハーバーマス (1994) 『公共性の構造転換 — 市民社会の一カテゴリーについての探究』細谷貞雄・山田正行訳, 未来社.
- 林怡蓉 (2003) 「台湾における放送政策と青少年保護 — 霊現象番組の問題から」『関西学院大学社会学部紀要』91号, 167-180頁.
- 林怡蓉 (2004) 「台湾の『コールイン討論番組』について—双方向討論番組の社会的意義」日本マス・コミュニケーション学会『マス・コミュニケーション研究』No.65, 学文社, 133-149頁.
- 李金銓 (1998) 「政治的統制、テクノロジーおよび文化的諸問題 — 台湾におけるケーブルテレビ政策」NHK放送文化研究所『放送学研究』48号, 227-259頁.
- 若林正文 (1992) 『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会.
- 王天濱 (2002) 『台湾新聞傳播史』亞太出版社.
- 石世豪 (1997) 「我國公共媒體法制化初探—試以功能性觀點解析公共電視法條文」(Interpreting the Public Media Law in Taiwan: A Functional Approach), 『國立台灣大學法學論叢』No.27: 1, 87-132頁.
- 石世豪 (1999) 「有線電視相關產業之結構管制規範架構」『月旦法學雜誌』3月号, 35-46頁.
- 李金銓 (1993) 「台灣的廣播電視藍圖」『解構廣電媒體 建立廣電新秩序』澄社.
- 李玟 (1992) 『公共電視規劃評估』台北: 國立中興大學碩士論文.
- 李美華 (2001) 「公共電視節目之收視質的探討」『公共電視的未來國際研討會論文』.
- 何貽謀 (1992) 『廣播與電視』三民書局.
- 林麗雲 (2001) 「公共領域與公共媒體-英國政經學者的反思及援引作為台灣媒體改造的借鏡」『當代』No.164, 68-85頁.
- 洪瓊娟 (1993) 「廣播電視法的演變及其發展趨勢」『廣播與電視』1993年1月号, 77-85頁.
- 翁秀琪 (1991) 「我國公共電視立法應有之精神」『新聞學研究』No.44, 23-41頁.
- 翁秀琪 (1989) 『公共電視節目質的評估研究』廣播電視事業發展基金會.
- 莊正安 (1985) 『歐洲主要國家公共電視研究』國立政治大學修士論文.
- 袁公瑜 (2003) 『國民黨文工會職能轉變之研究』佛光人文社會學院碩士論文.
- 徐恩普 (1980) 『我國廣播電視法制定過程的研究』國立政治大學新聞研究所修士論文.

- 陳嘉彰 (2001) 「論公視法政府捐贈遞減條文刪除之爭議」『國家政策論壇』No.1 : 3, 118-120頁.
- 陳淑婷 (1991) 『公共電視制度發展困境及因應策略之研究－以日本放送協會NHK為例』國立政治大學新聞研究所修士論文.
- 陳世敏・關尚仁 (1992) 『公共電視地位與節目規劃研究報告』台北：廣播電視事業發展基金會.
- 陳世敏・翁秀琪 (1998) 『公共電視收視行為及收視意見調查』台北：廣播電視事業發展基金會.
- 陳麗卿 (1999) 「有線廣播電視法修正簡介」『月旦法學雜誌』46期, 139-142頁.
- 陳昭如 (1994) 『call in! 地下電台：台灣新傳播文化的震撼與迷思』聯經出版社.
- 黃絹絹 (1984) 『美國公共電視系統原理及其發展之研究』國立政治大學新聞研究所修士論文.
- 黃國師 (2001) 「收視率與公共電視」『公共電視的未來國際研討會論文』.
- 國民黨中委會政策研究工作會 (1995) 『從宏觀面論公共電視的何去何從』台北：國民黨中委會政策研究工作會.
- 彭芸 (1995) 「震盪下公共廣電制度的定位與競爭策略」『廣播與電視』1995年1月号, 1-23頁.
- 賀德芬 (2001a) 「公共電視的缺失與改革方向」『動腦』No.300, 23-24頁.
- 賀德芬 (2001b) 「從使命到策略」『公共電視的未來國際研討會論文』.
- 馮建三 (1994) 『「開放」電視頻道的政治經濟學』『台灣社會研究季刊』16期, 79-118頁.
- 馮建三 (1998) 「公共廣電,市場競爭與效率：關於BBC前途的論述」『廣播與電視』1998年7月号, 21-44頁.
- 馮建三 (1999a) 「公共性的詭譎：比較英德法義臺的公共電視爭議」(Indeterminate Publicity: Comparing Contests Over Public Television in UK, West Germany, France, Italy and Taiwan) 『台灣社會研究』No.34, 133-185頁.
- 馮建三 (1999b) 「地方政府的隱身：論台灣音像政策的特徵,以歐美為對照」『台灣社會研究季刊』36期, 87-216頁.
- 馮建三 (2003) 「傳播政治經濟學在台灣的發展」『新聞學研究』2003年4月号, 103-140頁.
- 葉廣海 (1993) 「公共電視的生財之道」『報學』No.8 : 7, 48-49頁.
- 張立 (1989) 『我國公共電視發展之研究』台北：中國文化大學修士論文.
- 張錦華 (1993) 『傳播批判理論』黎明文化公司.
- 張美滿 (1997) 「台灣三家無線電視台股權大眾化之探討」『廣播與電視』1997年7月号, 53-87頁.
- 程宗明 (1999) 「黨政軍退出三台之後－從批判政治經濟學思考無線電視制度的改造」『廣播與電視』1999年1月号, 87-122頁.
- 廖藝如 (1999) 「公共電視的浴火重生」『社教雙月刊』No.91, 17-19頁.
- 楚崧秋 (1986) 『為黨為國 善盡言責——主席對新聞事業之訓勉』中國國民黨出版.
- 楚崧秋 (1978) 『當前文宣工作的重點與做法』中國國民黨出版.
- 鍾起惠・陳炳宏 (1999) 「電視節目品質評估研究」『傳播文化』No.7, 287-321頁.
- 蔡德揚 (1998) 『從憲法廣電自由論我國公共電視之組織與財政制度』國立中正大學法律研究所修士論文.
- 戴皖文 (1990) 『「反」公共化潮流下的公共電視公共性－以公視「圓桌論壇」為例』國立中正大學碩士論文.
- 鄭瑞城等編 (1993) 『解構廣電媒體 建立廣電新秩序』澄社.
- 盧異明 (1984) 『我國公共電視問題之研究』政治作戰學院新聞研究所修士論文.
- 錢永祥 (2004) 「公共領域在台灣」李丁讚等著『公共領域在台灣』桂冠出版社.
- 關尚仁・鄭如雯 (1999) 「公共電視社會行銷初探研究」『廣播與電視』No.3 : 4 = 12, 45-69頁.

台灣記者協會目擊者電子報 <http://www.atj.org.tw>

媒体小舖電子報 <http://enews.url.com.tw/benla.shtml>

傳播門陣學生報 <http://enews.url.com.tw/scs.shtml>

『聯合報』インターネット版

『中国時報』インターネット版

Aufderheide, Patricia, 1997, Public Service Broadcasting, in Alan Wells/Ernest A. Hakanen (eds.), *Mass Media &*

- Society*, Greenwich, CT : Ablex Publishing Corporation.
- Boston Computing Group,1991, *Strategies for Public Television in a Multi-channel Environment*, Washington, DC : Corporation for Public Broadcasting.
- Fornfeld, Barry, 1998, *Producing Public Television, Producing Public Culture*, Princeton University Press.
- Hanada, Tatsuro, 1999, Toward a Politics of the Public Sphere, in *Review of Media, Information and Society*, Vol.4, 1999, pp.115-133.
- Hanada, Tatsuro, 1997, Can there be a Public Sphere in Japan?, in *Review of Media, Information and Society*, Vol.2, pp.1-23.
- Hayashi, Kaori, 1999, Reflections on Japan's Public Sphere and Journalism from a Historical Perspective, in *Review of Media, Information and Society*, Vol.4, ISICS The University of Tokyo, pp.98-114.
- Horowitz,David and Jarvik,Laurence, 1995, *Public Broadcasting & the Public Trust*, Second Thoughts Books (Center for the Study of Popular Culture).
- Jarvik, Laurence A, 1997, *PBS : Behind the Screen*, Forum/Prime Publishing.
- Lashley, Marilyn, 1992, *Public Television : Panacea, Pork Barrel or Public Trust?*, Greenwood Press.
- Ledbetter, James, 1997, *Made Possible By . . . : The Death of Public Broadcasting in the United States*, London; New York : Verso.
- Lee, Chin-Chuan, 1979, *Media Imperialism Reconsidered : The Homogenizing of Television Culture*, Beverly Hills : Sage.
- McChesney, Robert W, 1993, *Telecommunications, Mass Media and Democracy : The Battle for the Control of U.S. Broadcasting, 1928-35*, Oxford University Press.
- Mosco, Vincent, 1996, *The Political Economy of Communication*, London : Sage Publications.
- Raboy, Marc, 1995, *Public Broadcasting for the 21st Century*, Luton, Bedfordshire, England : University of Luton Press.
- Starr, Jerold, 2000, *Air Wars : The Fight to Reclaim Public Broadcasting*, Beacon Press, 2000
- Wells,Allan, 1996, *World Broadcasting : A comparative view*, New Jersey : Ablex Publishing Corporation.



林怡薙 (リン イーシェン)

國立台灣大學新聞研究所修士、東京大學大学院人文社會系研究科修士

[專攻領域] マスメディア研究。公共圏、ジャーナリズム研究

[著書・論文]

「台湾『メディアNGO』の活躍—放送・通信独立規制機関の成立」

『放送レポート』、2006年7月号、40-44頁。

[所属] 東京大學大学院人文社會系研究科社會文化研究專攻社會情報學博士課程

[所属学会] 日本マス・コミュニケーション学会

The Possibility of Constructing Public Sphere through Public Broadcasting System: Facing the Transformation of Taiwan's TV Broadcasting System

Lin, I-hsuan

In this thesis, Taiwan's territorial, cable TV/commercial, and Public broadcasting systems(PBS) are examined by the historical analysis method. Also Public Sphere Theory is introduced as an effective measure of analyzing the possibility of developing public sphere through the arising of Public Broadcasting System Group.

Some concepts are reviewed here, are: the relationship between PBS and government/authority (The definition of public goods, regulation, de-regulation), Public Sphere Theory and its application to PBS research. The mass media's powerful influence on society" and "the scarcity of radio waves" are also theories which are considered. The two basic broadcasting system regulation grounds and its validity are examined and challenged. My hypothesis is that the concept of "communication" is an effective measure to explain the complicated relationship between PBS and government and that government should be allowed to regulate PBS to some extent. In conclusion, the problems and possibilities of establishing a public sphere is anticipated through the to-be-constructed Public broadcasting System Group in Taiwan.

Doctoral Student, Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo

Key Words : public broadcasting system, public sphere, alternative media, public goods, The mass media system in Taiwan